

自動車取得時に関する減税区分とポイント (平成27年度税制改正版)

減税区分	対 象	取得税				重量税			
		適用期間							
		平成27年(2015年)4月1日～ 平成29年(2017年)3月31日までの 新規登録車 ※適用期間中の初回検査時1回のみ				平成27年(2015年)5月1日～ 平成30年(2017年)4月30日までの 新規登録車 ※適用期間中の初回検査時1回のみ			
エコカー減税 平成27年度燃費基準 ( )内の数字は、旧減税率)	燃費基準 排出ガス基準 達成区分	達成	+5% 超過	+10% 超過	+15% 超過	達成	+5% 超過	+10% 超過	+15% 超過※1
	「ポスト新長期排出ガス規制適合」 + NOx10%かつPM10%以上の 削減達成車	40% 減税 (60%)	60% 減税 (80%)	80% 減税 (非課税)	非課税	25% 減税 (50%)	50% 減税 (75%)	75% 減税 (免税)	免税
	「ポスト新長期排出ガス規制」 適合車	減税 対象外 (一)	40% 減税 (60%)	60% 減税 (80%)	80% 減税 (非課税)	減税 対象外 (一)	25% 減税 (50%)	50% 減税 (75%)	75% 減税 (免税)
先進安全自動車 (ASV) 減税 ASV:Advance Safety Vehicle	PCS もしくは VSC	取得価額から 350万円控除				50% 減税			
	PCS + VSC	取得価額から 525万円控除				75% 減税			
バリアフリー減税 (路線バス対象)	ノンステップバス※2	取得価額から 1000万円控除				免税 初回(新車新規検査時のみ)			
	リフト付バス※3 <乗車定員30人以上のバス>	取得価額から 650万円控除							
	リフト付バス※3 <乗車定員30人未満のバス>	取得価額から 200万円控除							

【エコカー減税】

- 自動車取得税は、都道府県により運用が異なります。地域によっては減税額が異なる場合がございます。ご注意ください。
- 減税金額は車種・塗装・車両重量・オプション等によって金額が異なります。 ●改造自動車は減税の対象外です。(但し、「認定低減性能向上改造自動車」のCNG車を除く)
- ※1 初回車検(平成27年4月1日以降に初年度登録した後の初回車検)の重量税も免税です。

【先進安全自動車(ASV)減税】

- 車両総重量20t超22t以下のトラックは、1装置装着の減税期間は、平成28年10月31日までになります。平成28年11月1日以降はPCSそしてVSC両装置装着に限り、自動車取得税:取得価額から350万円控除、自動車重量税:50%軽減(初回検査時のみ)となります。 ●車両総重量5t以下のバスについての減税対象装置は、PCSに限られます。
- PCS=PRE CRASH SAFETY衝突被害軽減ブレーキ/VSC=Vehicle Stability Control車両安定制御システムは、トヨタ自動車(株)の登録商標です。詳細は搭載車両のカタログもしくはは安全関連パンフレットをご参照ください。

【バリアフリー減税】

- ※2 バリアフリー法43条による適用除外を受けていない車両 ※3 バリアフリー法37条1項、38条2項、42条に適合した車両



スピードひかえて安全運転。シートベルトを忘れずに。お子様にはチャイルドシートを。  
日野自動車株式会社/東京都日野市日野台3丁目1番地1 <http://www.hino.co.jp>

- 本チラシに関するお問い合わせは、お近くの販売会社営業スタッフまたは弊社「お客様相談窓口」へ。  
お客様相談窓口 フリーダイヤル:0120-106-558  
受付時間:月曜日～金曜日9:00～12:00、13:00～17:00(弊社の休日を除く)  
お客様が弊社「お客様相談窓口」をご利用される場合には、お話しいただきました内容の確認と折り返しお客様にご連絡させていただく場合のために、録音及びナンバーディスプレイを採用いたしておりますので、あらかじめご了承ください。
- 本チラシの内容は2015年4月時点のものです。  
状況により、内容が変更になる場合があります。

E020A

1-050-201504